

昭和四十一年四月一日提出
質問 第九号

駐留軍労務者の公務災害補償に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十一年四月一日

提出者 中村高一

衆議院議長 山口喜久一郎 殿

駐留軍労務者の公務災害補償に関する質問主意書

一 昭和四十一年二月二十八日午前十時五〇分ごろ、横田基地内で第二ガソリントankが爆発事故を起こし、作業中の駐留軍労務者二名及び米軍人一名が重傷を負った。

この爆発事故は、米軍の指揮のもとで所定の作業を行なっていたが、危険が伴う酸素溶接を無免許の者に実施させ、また作業直前にガソリントank内部のガスを量を検査しなかつたことは指揮者として保安対策上、重大な過失があつたと考えられるが、政府はどう思うか。

二 米軍側はこのような事故を日本の警察署並びに労働基準監督署に対して所定の手続もしなかつたが、かかる場合の処置方法が米軍側に徹底していないのではないか。

三 駐留軍労務者の業務上の死傷事故については、駐留軍労務の特殊性からして労災保険のほか

に、特別弔慰金制度、傷病見舞金制度等を制定すべきものと思うが、どうか。
右質問する。